琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547

対策方関係

秘
無期限

条約局長
参事官
条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米オー課長

官房長
官房総務参事官
官房書記官

後帰後の暫定的沖縄特知事及び
県会議員の取扱いについて

46.8.17.
米北一(有地)

本年3月23日閣議決定を得た沖縄後帰対策要綱(第2次分)は、その冒頭に

(1) 後帰後沖縄特知事が選挙されるまでの間は、後帰の際 琉球政府行政主席である者を知事とみなす。

(2) 後帰後沖縄特議会議員が選挙されるまでの間は、後帰の際 琉球政府立法院議員である者を沖縄特議会議員とみなす。

旨記載しているところ、これらの点につき具体的に如何なる法的措置を講ずるやについて沖縄・北方対策庁及び自治省に照会したところ下記のとおり。

記

1. 上記(1)(2)の点は、「沖縄の後帰に伴う特別措置に関する法律」案(仮称 ― 各省関係600件の法律に関し暫定措置を取り決める法案)に多該規定を設ける予定である。

2. 前記「特別措置法」に、特知事及び特会議員の選挙は後帰の日から

50日以内に実施する旨の規定を(奈せ置くこととなる。(前記1.2.の規定は

当該選挙に関して一方の規定を引用することとなろう。)

3. 何れにせよ、決定案は未だ固まってあらず、計算所を中心に自治省と協議している段階である。

官房書記官 スミ(9/23) 条約課長

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

昭和46年9月1日

各省庁沖縄復帰対策担当官　殿

沖縄・北方対策庁調整部長

（担当　行政）

要処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（仮称）の構成（案）のうち行政関係について(事務連絡)

琉球政府の職員の承継について（第5章2関係）

琉球政府の職員の承継については、標記案第5章に規定することとされており、その内容は関係省の間で調整中ですが、現在予定している内容は次のとおりです。

(1)　規定の骨子は法施行の際に琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員は、国、沖縄県、沖縄県の市町村その他政令で定める公共的団体の職員となる旨を定めるものであること。

(2)　この規定の対象となる者には琉球政府の一般職の職員は、すべて含まれるものであること。

◎本件は国家公務員法、地方自治法との関連事項であり、本省としても直接の内部はないと考えます。（暫定案知事、県会議員の規定も仮に取扱っていたとおりです）

経緯別増

沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙24号（100枚だのり）

2525

本土の公務員法において特別職とされる者についても例外とせず、従つて裁判所職員についても対象とするものであること。

(3)　政令で定める特別職としては、一応執達吏を予定していること。

（琉球政府公務員法第2条第3項参照）

(4)　政令で定める公共的団体としては、復帰に伴い琉球政府から業務を移管される公共的団体を想定していること。（たとえば社会保険診療報酬支払基金の事務所）

(5)　本項で規定するのは琉球政府の一般職の職員等が国、地方公務員等として身分を保障されることを規定するにとゞまり、特定の職に補することまでも含むものではないこと。また資格を要する職について沖縄における資格要件を本土における資格要件とみなす等の措置については別途規定されたいこと。

(6)　地方教育区、水道公社、下水道公社の職員の引継ぎについては別途規定することを予定していること。

2　沖縄県の条例等に関する暫定措置及び従前の市町村の条例等の効力の承継等について（第2章2～4及び第3章2、3関係）

本件については自治省において別紙のとおり案をとりまとめたので御検討願います。

沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙24号（100枚だのり）

第　　条　沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により、沖縄県又はその機関に属せしめられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、施行日から三月を経過する日までの間、それぞれ地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規定としての効力を有するものとする。

第　　条　沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、施行日から起算して□日以内に行なうものとする。

2　この法律の施行の際現に立法院の議員又は行政主席である者は、前項の選挙において議会の議員及び知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖縄県の議会の議員又は知事とみなす。

第　　条　沖縄県の副知事、出納長又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の五第一項及び第二項各号に掲げる委員会の委員若しくは委員は、第　　条に規定する場合を除き、前条第一項の選挙において議会の議員及び知事が選挙された後に、遅滞なく、選任し、又は選挙するものとする。

2　この法律の施行の際現に琉球政府の行政副主席又は中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、土地収用審査会若しくは漁業調整委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）若しくは会

計検査院の検査官の職にある者は、副知事又は地方自治法第百八十条の五第一項及び第二項各号に掲げる委員会の委員若しくは委員が選任され、又は選挙されるまでの間は、それぞれ沖縄県の副知事又は相当の委員会の委員若しくは委員とみなす。

（市町村及びその機関等に関する経過措置）

第　条　沖縄の従前の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとし、その議会の議員、長、委員会の委員（選挙管理委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）又は委員その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、政令

で特別の定めをする場合を除き、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2　沖縄の従前の市町村の条例、規則その他の規定で、法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、別段の定めがあるものを除き、それぞれ地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

3　沖縄の従前の市町村の収支は、施行日の前日をもつて打ち切り、これを決算するものとする。

秘
無期限

官房総務参事官
官房書記官
法令班
条約課長
安全保障課長
アメリカ局長 出張中
参事官
北米第一課長

沖縄開発庁設置法(案)について

46. 9. 27
北米第一課

対策庁総務課より別添の本件法案を送付越し、同法案につき意見あらば明28日(水)午に対策庁総務課(限り務官)まで連絡方申し越したので報告します。

なお、本法案については大蔵省主計局法規課、地方財政当局の了承を得ており、また、法制局の一読を了している由です。

追って本法案は中央沖縄雇用対策協議会とは未だ協議中の趣です。

GA-6

2555

外務省

秘
無期限

沖縄開発庁設置法（案）

（目的）

第一条　この法律は、沖縄開発庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置する。

（任務）

第三条　沖縄開発庁は、沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発を図るため、総合的な計画を作成し、並びにその実施に関する事務の総合調整及び推進にあたることを主たる任務とする。

（所掌事務及び権限）

第四条　沖縄開発庁の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

一　沖縄振興開発特別措置法（昭和　　年法律第　　号）に基づく沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及びその作成のため必要な調査を行なうこと。

二　振興開発計画の実施に関する事務を推進すること。

三　振興開発計画の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

四　関係行政機関の振興開発計画に基づく事業に関する経費の見積りの方針の調整を行ない、及び当該事業で政令で定めるものに関する経費の配分計画に関する事務を行なうこと。

五　第一号に掲げるもののほか、沖縄振興開発特別措置法の施行に関する事務（　　）を処理すること。

六　沖縄振興開発金融公庫法（昭和　　年法律第　　号）に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

七　沖縄開発庁の所管行政に関する広報を行ない、部内の人事、会計及び庶務に関する事務を処理し、並びに職員に貸与する宿舎その他職員の厚生及び保健のために必要な施設を設け、かつ、これを管理すること。

八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき沖縄開発

庁の所掌に属させられた事務を行なうこと。

（内部部局及び所掌事務）

第五条　沖縄開発庁に、次の二局を置く。

総務局

振興局

2　総務局においては、前条第一号に規定する事務、第五号に規定する事務（沖縄振興開発特別措置法第　条及び第　条に係るものに限る。）、第六号及び第七号に規定する事務、沖縄振興開発審議会、沖縄振興開発金融審議会及び中央沖縄雇用対策協議会の庶務に関する事務、庁務の総合調整に関する事務並びに振興局の所掌に属しない事務をつかさどる。

3　振興局においては、前条第二号から第四号までに規定する事務及び第五号に規定する事務（総務局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（長官）

第六条　沖縄開発庁の長は、沖縄開発庁長官とし、国務大臣をもってあてる。

2　沖縄開発庁長官（以下「長官」という。）は、沖縄開発庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3　長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、振興開発計画の実施に関する重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（附属機関）

第七条　沖縄開発庁に、次の附属機関を置く。

沖縄振興開発審議会

沖縄振興開発金融審議会

中央沖縄雇用対策協議会

2　沖縄振興開発審議会及び中央沖縄雇用対策協議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖縄振興開発特別措置法の定めるところによる。

3　沖縄振興開発金融審議会の組織、所掌事務、委員の任命その他の事項については、沖縄振興開発金融公庫法の定めるところによる。

（地方支分部局）

第八条　沖縄開発庁に、地方支分部局として沖縄総合事務局（以下「総合事務局」という。）を置く。

（総合事務局の所掌事務等）

第九条　総合事務局は、沖縄における次に掲げる事務を分掌する。

一　第四条第一号、第二号及び第八号に掲げる事務

二　次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務（運輸省設置法第四十条第二項及び第五十一条第二項に掲げる事務を除く。）

イ、公正取引委員会の事務局の地方事務所

ロ、財務局

ハ、地方農政局

ニ、通商産業局

ホ、海運局

ヘ、港湾建設局

ト、陸運局

チ、地方建設局

三　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第六十一条第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務、第六十二条第一号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第二号に掲げる事務（国営に係る森林治水事業の実施に関することを除く。）、同条第三号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第三号の二に掲げる事務（国営に係る地すべり防止に関する事業の実施に関することを除く。）、同条第四号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、同条第七号に掲げる事務（林業技術の改良発達及び普及に係るものに限る。）、同条第八号に掲げる事務（民有林野に係るものに限る。）、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事務、第七十八条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務、第七十九条に掲げる事務並びに第八十条第二号に掲げる事務

2　前項の事務のうち、第二号イに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務については公正取引委員会が、同号ロからチまでに掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務及び第三号に掲げる事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する。

第十条　沖縄における前条第二号に掲げる事務に関しては、政令で定めるところにより、

総合事務局を同号の地方支分部局と、総合事務局の長その他の職員を同号の地方支分部局の長その他の職員とみなして、これらの事務の処理に関する法令の規定を適用する。

2　前条及び前項に定めるもののほか、総合事務局において所掌する事務の処理に関し必要な事項は、沖縄開発庁長官と関係行政機関の長が協議して定める。

3　前項の協議により定められた事項で公示を必要とするものは、当該事務を所管する行政機関の長が告示するものとする。

（総合事務局の組織）

第十一条　総合事務局の位置及び組織は政令で定める。

（事務所等）

第十二条　総合事務局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、事務所[redacted]及び出張所（以下「事務所等」という。）を置くことができる。

2　事務所等の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び組織は、総理府令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協

定の効力発生の日から施行する。

（所掌事務に関する暫定措置）

第二条　沖縄開発庁は、第四条各号に規定する事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い、政府において特別の措置を要する事項で政令で定めるものに関する施策の推進に関する事務をつかさどる。

2　総合事務局は、第九条第一項の事務のほか、沖縄における前項の事務を分掌する。

（沖縄・北方対策庁設置法の廃止）

第三条　沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）は、廃止する。

（国家行政組織法の一部改正）

第四条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

第五条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の五」を「第十六条の六」に改める。

第三条第三号中「沖縄（硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（

大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）及び」を削る。

第四条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　北方地域に関する事務を行なうこと。

第二章第三節中第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（北方対策本部）

第十六条の二　総理府の機関として、北方対策本部を置く。

2　北方対策本部は、次の事務を行なう機関とする。

一　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。

二　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

三　本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実について、公の証明に関する文書を作成すること。

四　本土と北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あっせんし、及び処理すること。

五　前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

六　北方領土問題対策協会を監督すること。

七　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき北方対策本部の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

3　北方対策本部の長は、北方対策本部長とし、総理府総務長官をもって充てる。

4　北方対策本部長は、北方対策本部の事務を総括する。

5　北方対策本部長は、北方対策本部の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

6　北方対策本部に、北方対策副本部長を置き、総理府総務副長官をもって充てる。

7　北方対策副本部長は、北方対策本部長の職務を助ける。

8　北方対策本部に、次長その他の職員を置く。

9　この法律に定めるもののほか、北方対策本部の組織に関し必要な事項は、政令で定

める。

第十七条中「沖縄・北方対策庁」を「沖縄開発庁」に改める。

第十八条の表中「

沖縄・北方対策庁	沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）

」を「

沖縄開発庁	沖縄開発庁設置法（昭和　　年法律第　　号）

」に改める。

（大蔵省設置法第十六条の三第一項の規定の適用に関する特例）

第六条　第九条第一項の事務のうち財務局において所掌することとされている事務に従事する総合事務局の職員は、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第十六条の三第一項の規定の適用については、大蔵省の職員とみなす。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第七条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第八条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第二号並びに第七条第三項中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第九条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号及び第二号並びに第七条第三項中「北海道」を「北海道及び沖縄県」に改める。

理由

沖縄における経済の振興及び社会の開発を図るため、総理府の外局として、沖縄開発庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

北米第一課長

連絡事項

昭和四十六年九月二十七日

沖縄。北方対策庁調整部より

九月十六日の担当官会議で配布致しました連絡事項中、別紙(2)に記載した印刷物について別添のとおり様式を作成しましたので、十月八日以降納入分の特措法に関する参照条文、政令案要綱及び改廃法の新旧対照表、参照条文は、別添様式により作成するようお願い致します。

なお、想定問答については、追つて連絡致します。

アメリカ局
46.9.28
北米第一課

9/30 スミ

特別措置法の参照条文

様式一　（表紙）

8 cm　7 mm　8 cm

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（仮称）案

参照条文（〇〇省関係）

様式二　（目次）

目　次

第〇条関係

◎　本　〇〇に関する法律（抄）……1

第×条関係

◎　沖　△△に関する立法（抄）……3

◎　本　〇×法（抄）……5

様式三（本文）

◎　　◎

第〇条関係

◎　本〇〇法（昭和　　年法律第　　号）（抄）

（第〇条。。。。。。。。。）

2。。。。。。。。。。

3～5略

〔作成要領〕

一　用紙はB5判、両面印刷、穴あき（様式一参照）とし、各省ごとにとじること。

二　表紙（様式一）は、通常法案関係資料に合紙として使われる青色のものを使用すること。

三　タイプ印刷、謄写印刷（筆耕）どちらでも可。（各省では統一）

四　第〇条関係は、特別措置法の条文番号に従うこと。（必要に応じて、第〇条～第△条関係としてもよいが、構成案の一項目をメドとすること。）

五　本土法と沖縄法とを明確にするために、必ず法律名の頭に本又は沖をつけること。

六　第〇条関係内の法律のならびは、本と沖が対応する場合は、本の次に対応する沖をならべ、全体としては、本の公布順とし、本に対応しない沖は、最後に公布順にならべること。

様式一　（表紙）

政令案要綱

8 cm　7 mm　8 cm

参考資料

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（仮称）案に基づく政令案要綱（〇〇省関係）

様式二　（目次）

目　次

一　第　条関係……頁
二　第　条関係……
三

〔作成要領〕

「特別措置法の参照条文」の〔作成要領〕一から四までに従うこと。

様式三　（本文）

一　第〇条関係

(1)　……◎

……◎

改廃法の参照条文

様式一　（中表紙）

8cm

7mm

8cm

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律

（仮称）案参照条文（〇〇省関係）

様式二　（目次）

目　次

一　〇〇法（抄）（第〇条関係）……頁

二　〇△法（抄）（第△条関係）……

三

様式三　（本文）

一　○○法（昭和　　年法律第　　号）（抄）（第○条関係） 第　条　。。。。。。。。	◎　◎

〔作成要領〕

一　「改廃法の新旧対照表」の〔作成要領〕一から四までを参照のこと。

二　廃止法は全文を参照条文とすること。

改廃法の新旧対照表

様式一　（中表紙）

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律

（仮称）案新旧対照表（〇〇省関係）

8 cm

7 mm

8 cm

様式二　（目次）

目　次

一　〇〇法（第〇条関係）……1頁

二　△△法（第△条関係）……2頁

三　××法（第×条関係）……3頁

様式三（本文）

一　○○法（昭和　年法律第　号）（第○条関係）　◎　◎

新	旧
（第条。。。。。。。。。。。。。。）	（第条。。。。。。。。。。）
2　略	2　略

-頁-

〔作成要領〕

一　用紙はB5判、両面印刷、穴あき（様式一参照）とすること。

二　様式一（中表紙）は、通常法案関係資料に合紙として使われる青色のものを使用すること。

三　タイプ印刷、謄写印刷どちらでもよいが、各省内では統一すること。

四　第○条関係は改廃法の条文番号に従うこと。

五　新旧対照表は、別に示す参照条文とあわせ、一分冊とし、表紙（様式四）をつけること。

様式四　（表紙）

第六十七回国会

沖縄の復帰に伴う関係法律の改正又は廃止に関する法律

（仮称）案関係資料（〇〇省関係）

アメリカ局長
参事官
北米オー課長

官房書記官　条約課長　法規課長　安全保障課長

事務連絡
46.9.28

2ヒ　スミ(9/30)

9/29 ヤ
(アメリカ局北米オー課)

各省庁担当官殿

沖縄・北方対策庁調整部
財政担当参事官
花岡圭三

「琉球政府の権利義務の承継」に関する法律(案)について

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(案)の第五章第一条「琉球政府の権利義務の承継」の項につき、別紙のとおり、法制局において第二読会を終了しましたので、とりあえずお知らせいたします。

なお、条文(案)中の「権利義務」には、公法上の許認可等に係るものは含まれないと解されていますので念のため。

おって、この条文(案)に基づく政令において、貴省庁の所管する特別会計に係る権利義務の承継に限らず、関係事務・事業に係る権利義務の承継についても洩れなく措置されるようお願いいたします。

総理府　B-5 大昭和3Sコッピー19kg (100枚天のり)

総理府　B-5 大昭和3Sコッピー19kg (100枚天のり)

（琉球政府の権利義務の承継）

五章第一条　この法律の施行の際、琉球政府が有する権利義務は、別に法律に定めのあるものを除き、琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その時において、政令で定めるところにより、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

（法制局第二読会終了）

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

(事務連絡 46.10.5)

各省担当官殿

沖縄対策庁調整部
財政担当参事官
花岡圭三

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案」に盛り込まれる条文(案)の送付について

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案」に盛り込まれる「琉球政府の決算の処理」および「合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え」の条文(案)がほぼまとまりましたので、お知らせいたします。

なお、琉球政府関係機関等の決算に関すること、債権又は債務の切替えに関すること、債権又は債務でないものの切替えに関すること等政令において手当が必要なものにつきましては、よろしく措置されるようお願いいたします。

10/7 おせみ

委処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

アメリカ局
46.10.7
北米才一課

総理府

E-5 大阪和3Sコッピー19kg (100枚天のり)

（琉球政府の決算の処理）

第三十三条　沖縄県知事は、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物の配付その他適当な方法で住民に報告しなければならない。

（合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え）

第八十七条　国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務及び沖縄の市町村が有している合衆国ドル表示の債権又は債務並びに沖縄にある者の間又は沖縄にある者と本土にある者の間に存する合衆国ドル表示の債権又は債務で本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際、前条に規定する交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

官房書記官 条約課長 法規課長 安全保障課長 アメリカ局長 参事官 北米オ一課長

事務連絡
昭和46年10月15日

各省担当官殿

沖縄・北方対策庁調整部
田辺博通

「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(案)第31条琉球政府の権利義務の承継の政令案要綱について

標記の件につき、各省より政令案要綱を提出して戴きましたが、内容が精粗まちまちで区々にわたっておりますので、別紙(案)により統一的に処理することといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、政令において、各特別会計及び資金ごとに、また一般会計の細目について その承継関係を措置することについては、従来の方針どおりでありますので、関係各省におかれてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

また、すでに提出されました政令案要綱中関係部分につきましては、当方で削除いたしたいと思いますので、当方各担当参事官と協議方お願いいたします。

処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外 調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

アメリカ局 46.10.15 北米オ一課

総理府

B-5 大昭和㈱Sコッピー19kg (100枚天のり)

総理府

B-5 大昭和㈱Sコッピー19kg (100枚天のり)

別紙

第三十一条関係

1 琉球政府の一般会計及び各特別会計に所属する
权利及び義務で、法第三十一条の規定に従い琉
球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県
その他の法人が承継するものを定めること。

2 1の权利及び義務の承継に関し、必要があるとき
は、内閣総理大臣は、沖縄県知事の意見をきく
とともに関係の各省各庁の長に協議して定め
るものとすること。

総理府
B-4 大阪紙Sコピー196 (100枚天のり)

沖・北対第３７７７号

昭和４６年１０月２０日

外務省
北米第一課長 殿

沖縄・北方対策庁調整部長

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧等作成のための原稿提出方依頼について

当庁では国会における法案審議の過程で提出を要求されることが予想される次の資料を作成する予定ですが、下記の要領によつてその原稿を作成し、１０月２５日までに当庁に５部ご提出願います。

1. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案およびそれらに基づく政令案により措置されることが予定される法律一覧（資料１）
2. 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案第４８条関係法人調べ（資料２）

記

一、資料１

１ 各省庁所管の全法律につき、

A 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特措法」と略す。）で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されているもの

B 特措法で措置されるものとされていて、特措法案に具体的な法律名が記載されていないもの（例「相当本土法に基づく○○とみなす」との条文により措置される場合の相当法）

C 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されているもの

D 特措法の委任に基づく政令で措置されるものとされていて、政令案に具体的な法律名が記載されていないもの

E 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（以下「改廃法」と略す。）で措置されるものとされているもの

F 改廃法の委任に基づく政令で措置されるものとされているもの

G 特措法、改廃法およびこれらの委任に基づく政令で何らの措置もされないもの

の分類を行ない、別紙(一)様式により、同様式記載の例にならい原稿を作成すること。

2　所管法律をもれなく記載すること。

3　法律の配列順序は各省庁ごとに局，庁の建制順とし、局、、庁の中では、法律番号順とすること。

4　該当条文はもれなく記載すること。

二、　資料2

1　特措法第48条の規定により本土法令に基づく相当の法人となる沖縄の法人のうち、民法、商法または有限会社法に基づく法人以外の法人(各省庁所管となるもの)の一覧表を別紙(二)様式により作成すること。

2　法人の名称は法令上の名称によること。

3　沖縄法令、本土法令の欄には法令名とともに、法人設立根拠規定の条文番号をかつこ書で記載すること。

本信に関する連絡先：調整部総括参事官室

(581—2361　内線265)

様式(一)

資料1　　○○省

法律名	法律番号	A	B	C	D	E	F	G
(例) 道路交通法	昭35 法105	58 59						
風俗営業等取締法	昭23 法122		53					
行政不服審査法	昭37 法160	60		156				
不動産登記法	明32 法24				156			
大蔵省設置法	昭24 法144					35		
年齢計算ニ関スル法律	明35 法50							○

記載方法　A欄：　Aに該当するものにつき、特措法案の当該条文番号
B欄：　B　〃　〃
C欄：　C　〃　特措法案の根拠条文番号
D欄：　D　〃　〃
E欄：　E　〃　改廃法案の当該条文番号
F欄：　F　〃　〃　根拠条文番号
G欄：　G　〃　○印を付す

様式(二)

資料2　　○○省

法人名	沖縄法令	本土法令
(例) 弁護士会	弁護士法(第　条)	弁護士法(第　条)

参考資料

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案に基づく政令案要綱（外務省関係）

目次

第五十三条関係……頁

第五十三条関係

沖縄の復帰に伴う旅券法の適用についての特別措置に関する政令（仮称）案要綱

旅券法の一般旅券の発給等の制限事由の適用に関する特別措置

1　復帰の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める刑及び罪は旅券法第十三条第一項第二号及び第三号の適用については、本土の法令に定める刑及び罪とみなす。

2　復帰前に沖縄においてされた訴追で沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十七条（刑事関係の手続、執行等の承継）第一項後段の規定により本土の法令による訴追とみなされるものは、旅券法第十三条第一項第二号の適用についても、本土の法令によりされた訴追とみなす。

第六十七回国会

参考資料

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案に基づく政令案要綱

沖縄・北方対策庁

目次

沖縄・北方対策庁関係……1
大蔵省関係……5
運輸省関係……9
郵政省関係……13
労働省関係……19
自治省関係……23

沖縄・北方対策庁関係

一　第十一条関係

南方同胞援護会法関係

1　南方同胞援護会が解散の際に有する財産の細目及びその財産に関する権利義務を承継する法人等を定めること。

2　解散に際し、解散の登記を登記所に嘱託することその他必要な措置を定めること。

二　第十七条関係

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法関係

法第十七条第一項の規定により本邦の免許資格を有する者が旧法第三十二条第一項又は第二項に規定する場合に該当する場合における免許又は登録の取消しについての経過措置等を定めること。

大蔵省関係

第四十三条関係

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法関係

1　復帰の日の前日に立法院議員、中央教育委員会委員等（以下「立法院議員等」という。）であつた者は、復帰の日に本土の組合員となつた場合においても復帰更新組合員に該当しないものとすること（第五十一条の四第四号関係）。

2　立法院議員等は、琉球政府等の職員には該当しないものとすること（第五十一条の四第六号関係）。

3　沖縄の組合員であつた者に対し本土の通算退職年金に関する規定を適用する場合において、沖縄共済法の規定により凍結された通算退職年金源資の返還を復帰前に受けた者は通算退職年金を受ける権利を有する者に該当しないものとし、沖縄の通算年金通則法の施行前に退職した者で、同法の施行により、通算退職年金源資を納めた者は通算退職年金を受け

る権利を有する者に該当するものとする等の措置を定めること（第五十一条の五第二項関係）。

4　琉球政府等にその事務を引き継いだ機関に恩給公務員相当の職員として在職していた者は、その在職していた間、恩給公務員として在職していた者とすること（第五十一条の八第三項関係）。

5　副看守長等に対する長期給付の特例措置は、沖縄民政府等琉球政府に相当する機関に在職していた副看守長等についても適用するものとする等の措置を定めること（第五十一条の九関係）。

6　琉球政府等の職員として勤務していた者でその後本土の組合員となつた再就職者及び復帰前に沖縄の公庫等に転出した者についても長期給付の経過措置の対象とするほか、本土の組合員と沖縄の組合員との資格を同時に有する者について一時金を支給する経過措置等を定めること（第五十一条の十関係）。

運輸省関係

一　第七十三条関係

復帰前に琉球政府の海員学校の入学試験に合格した者は、沖縄海員学校の入学試験に合格した者とみなすこと。

二　第七十七条関係

復帰時に沖縄の労働組合法の規定により船員労働委員会の委員の職務を行なっている者は、本土の労働組合法の規定により沖縄船員地方労働委員会の委員の職務を行なう者とみなすこと。

郵政省関係

一　第八十八条関係

郵便為替法関係

本土と沖縄との相互間における送金のために差し出された普通為替又は電信為替に関する取扱いについては、従前の例によることとすること。

二　第九十六条関係

公共企業体職員等共済組合法関係

1　復帰の日の前日に沖縄の公務員等共済組合の組合員であつた琉球電信電話公社の職員等で、復帰の日に公共企業体の共済組合の組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものを復帰更新組合員とする旨を定めること。

2　復帰更新組合員で、沖縄の立法院議員等本土の組合員に相当しない者としての期間を有するものについては、当該期間を本土の組合員期間に

算入しない等の措置を定めること。

3　復帰更新組合員で、沖縄の共済法の規定による本土の恩給公務員に相当する者について、公共企業体職員等共済組合法に規定する恩給公務員とみなすため、その範囲を定めること。

4　復帰更新組合員のうち、本土の組合員の資格と沖縄の組合員の資格とを同時に有する者に対する一時金の支給、沖縄の組合員であつた期間と恩給公務員期間又は長期組合員期間と重複する期間のある場合の組合員期間の調整等について定めること。

5　沖縄の組合員であつた者に対する本土の通算退職年金に関する規定を適用する場合については、沖縄の共済法の規定による通算退職年金の源資を凍結された者には、復帰前に凍結された源資の返還を受けた者は該当しないものとし、沖縄の通算年金通則法の施行前に退職した者で、同法の規定により、通算退職年金の源資を返還した者は、通算退職年金を

受ける権利を有する者に該当するものとする等所要の措置を定めること。

6　その他復帰更新組合員を更新組合員とみなして、この法律の附則の規定を適用するための必要な経過措置等を定めること。

労働省関係

第百三条関係

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法関係

復帰前に、沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の規定により行なわれた届出等は、失業保険法の相当規定により行なわれた届出等とみなすこと、復帰前の期間に係る保険給付については従前の例によることとその他沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴い必要な経過措置を定めるものとすること。

自治省関係

第百五条関係

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法関係

1　沖縄の組合員であった復帰更新組合員（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）の規定によりその施行の日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。）に対し地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「施行法」という。）の規定を適用する場合においては、施行法の規定により組合員期間に算入される期間のうち、沖縄の組合員であった期間は組合員であった期間と、恩給公務員又は退職年金条例の適用を受ける職員に相当するものとして自治省令で定めるものであった期間は恩給法又は退職年金条例の適用を受けていた期間とみなすものとすること。

2　琉球水道公社及び沖縄下水道公社の職員であった期間は、組合員期間

に算入するものとすること。

3　琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長である特殊組合員であった期間（沖縄の共済法（特別措置法の施行の日前に沖縄県の区域に施行されていた法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖縄法令をいう。以下同じ。）の規定により当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は、地方公共団体の長であった組合員期間に算入するものとすること。

4　琉球政府にその事務を引き継がれた機関において沖縄の警部補、巡査部長又は巡査として在職した期間は、警察職員であった組合員期間に算入するものとすること。

5　沖縄の立法院議員及び群島政府の議会議員であった期間（施行法第百三十二条の三第三項ただし書の申出があった場合における沖縄の共済法の規定による長期給付の基礎となった期間を除く。）は、都道府県議会議員共済会の会員であった期間とみなすものとすること。

6　その他法及び施行法の規定の適用に関し、必要な手続等を定めること。

事務連絡

昭和46年11月15日

各省庁 担当官 殿

沖縄・北方対策庁調整部総括参事官室

沖縄の復帰に伴い何らかの措置が予定される法律(特措法及び改廃法)一覧表について

みだしの一覧表は、内部資料として作成したものであり、(秘)扱いと致します。

なお、内容に誤りがある場合には、御連絡願います。(内線 265)

注、特別措置法関係正誤

39頁 誤 正

地方公務員共済組合法 → 地方公務員等共済組合法

コピー 左総括令理へ (2)

総理府

B-5 大昭和Sコッピー19kg (100枚天のり)

秘

国会未提出

沖縄の復帰に伴い何らかの措置を要すると思われる
法律数各省別一覧　　1971.11.10

省庁名	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係					沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律関係			備考
	法律 A	法律 B		政令	合計	法律	政令	合計	
総理府(本府)	3	0	3	3	6	2	0	2	
公正取引委員会	1	0	1	0	1	1	0	1	
警察庁	1	9	10	1	11	2	0	2	
土地調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
行政管理庁	2	0	2	1	3	1	0	1	
防衛庁	0	0	0	0	0	0	0	0	
経済企画庁	0	0	0	2	2	0	0	0	
科学技術庁	0	1	1	1	2	0	0	0	
環境庁	0	6	6	0	6	0	0	0	
沖縄北方対策庁	0	0	0	0	0	8	0	8	
法務省	20	26	46	8	54	11	0	11	
外務省	0	1	1	0	1	3	0	3	
大蔵省	25	39	64	17	81	37	1	38	
文部省	4	10	14	16	30	2	0	2	
厚生省	15	44	59	13	72	11	0	11	
農林省	8	24	32	25	57	7	0	7	
通商産業省	4	15	19	20	39	2	0	2	
運輸省	3	24	27	2	29	7	0	7	
郵政省	4	9	13	4	17	13	0	13	
労働省	8	10	18	8	26	7	0	7	
建設省	4	20	24	3	27	0	0	0	
自治省	7	4	11	5	16	5	0	5	
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	1	0	1	0	1	0	0	0	
	110	242	352	129	481	119	1	120	

注 1. Aは特別措置法に法律名のでてくる法律；Bは同じく法律名のでてこない法律
2. 重複がないように（同一法律でA.Bに該当するものは，Aとして数えた。）計算している。

総理府

B—4 上質55k2 (100枚天のり)

秘

沖縄の復帰に伴い何らかの措置が予定される法律一覧表

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律関係

沖縄。北方対策庁

（注）

1　この表は昭和四十六年十一月十日現在において、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律及びそれに基づいて制定される政令により措置されることが予定される法律を列記したものである。

2　配列順序は、各省庁ごとに法律により措置されるものを先に、政令により措置されるものを後にし、それぞれ沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案の条文番号順とした。

3　法律の総数は百二十本である。

4　二以上の省庁の共管に属する法律は措置の内容により整理し、いずれかの省庁の中に記載した。

5　法律名の下のかつこ内数字は沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の条文番号。

（総理府本府関係）

国家公務員等退職手当法（一。九）

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（二一。三）

（公正取引委員会関係）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（四）

（警察庁関係）

警察法（五）

道路交通法（六）

（行政管理庁関係）

行政管理庁設置法（七）

（沖縄。北方対策庁関係）

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（八。九）

南方同胞援護会法（一〇。一一）

沖縄における模範農場に必要な物品及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律（一二）

宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律（一三）

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法（一四）

沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信設備の譲与に関する法律（一五）

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（一六。一七）

沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律（一八）

（法務省関係）

検察庁法（二〇）

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（二一）

法務省設置法（二二）
裁判所法（二三）
判事補の職権の特例等に関する法律（二三）
沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（二四）
国際海上物品運送法（二五・二六）
小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（二七）
出入国管理令（二八）
外国人登録法（二九）
公安調査庁設置法（三〇）

（外務省関係）

旅券法（三一）
旅券法の特例に関する法律（三二・三三）
沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（三四）

（大蔵省関係）

たばこ専売法（三五）
塩専売法（三五）
大蔵省設置法（三五）
相続税法（三五）
資産再評価法（三五）
税理士法（三五）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（三五）
酒税法（三五）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（三五）
有価証券取引税法（三五）
関税法（三五）
入場税法（三五）
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（三五）

砂糖消費税法（三五）
地方道路税法（三五）
とん税法（三五）
特別とん税法（三五）
揮発油税法（三五）
トランプ類税法（三五）
国税犯則取締法（三五）
国税徴収法（三五）
物品税法（三五）
国税通則法（三五）
所得税法（三五）
法人税法（三五）
石油ガス税法（三五）
印紙税法（三五）

通関業法（三五）
関税定率法（三五）
たばこ耕作組合法（三六）
食糧管理特別会計法（三七）
失業保険特別会計法（三八）
船員保険特別会計法（三九）
国家公務員等の旅費に関する法律（四〇）
特別諸達資金設置令（四二）
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（四三）
租税特別措置法（四四）
通行税法（一一〇）

（文部省関係）

日本育英会法（四五。四六）
国立学校設置法（四七。四八。一一〇）

（厚生省関係）

厚生省設置法（四九）

医師法（五〇）

戦傷病者戦没者遺族等援護法（五一）

未帰還者留守家族等援護法（五二）

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（五三）

引揚者給付金等支給法（五四）

未帰還者に関する特別措置法（五五）

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（五六）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（五七）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（五八）

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（五九）

（農林省関係）

農林省設置法（六〇）

植物防疫法（六一）

農地法（六三）

家畜伝染病予防法（六四）

沖縄産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法（六五・六六）

砂糖の価格安定等に関する法律（六七・六八）

漁業法（六九）

（通商産業省関係）

通商産業省設置法（七〇）

商工会議所法（七一）

（運輸省関係）

運輸省設置法（七二・七三）

海上運送法（七四）

船舶職員法（七五）

海上保安庁法（七八）

海難審判法（七九）

気象業務法（八〇）

南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（八一）

（郵政省関係）

郵政省設置法（八二）

公衆電気通信法（八三）

郵便法（八四）

簡易郵便局法（八五）

郵便貯金法（八六）

郵便為替法（八七。八八）

沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（八九）

簡易生命保険法（九〇）

郵便年金法（九一）

電波法（九二）

放送法（九三。九四）

沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律（九五）

公共企業体職員等共済組合法（九六）

（労働省関係）

社会保険労務士法（一七。九九）

労働組合法（七六。七七）

労働省設置法（九七）

労働保険審査官及び労働保険審査会法（九八。一一〇）

炭鉱離職者臨時措置法（一〇〇）

港湾労働法（一〇一）

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（一〇二。一〇三）

（自治省関係）

地方行政連絡会議法（一〇四）

地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（一〇五）

公職選挙法（一〇六）

沖縄住民の国政参加特別措置法（一〇七。一〇八）

消防法（一〇九）

秘

沖縄の復帰に伴い何らかの措置が予定される法律一覧表

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係

沖縄・北方対策庁

（注）

1　この表は昭和四十六年十一月十日現在において、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律及びそれに基づいて制定される政令により措置されることが予定される法律を列記したものである。

2　配列順序は、各省ごとに法律により措置されるものを先に、政令により措置されるものを後にし、それぞれ沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案の条文番号順とした。

3　法律の総数は四百八十~~二~~一本である。

4　二以上の省庁の共管に属する法律は措置の内容により整理し、いずれかの省庁の中に記載した。

5　法律名の下のかつこ内数字は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の条文番号。

（総理府本府関係）

国家公務員法（四四・五三・一五六）

一般職の職員の給与に関する法律（五五・一五六）

国家公務員災害補償法（五六）

公務員等の懲戒免除等に関する法律（一五六）

国家公務員等退職手当法（一五六）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（一五六）

（公正取引委員会関係）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（五七・一五六）

（警察庁関係）

風俗営業等取締法（四・五三）

警察法（四・三一・三二・一五六）

道路交通法（五三・五八・五九・一五六）

遺失物法（五三・一五六）

警察官職務執行法（五三）

古物営業法（五三・一五六）

質屋営業法（五三・一五六）

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（五三・一五六）

銃砲刀剣類所持等取締法（五三・一五六）

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（五三）

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（一五六）

（行政管理庁関係）

行政不服審査法（六〇・一五六）

行政機関の職員の定員に関する法律（六一）

統計法（一五六）

（経済企画庁関係）

国土調査法（一五六）

国土調査促進特別措置法（一五六）

（科学技術庁関係）

技術士法（五三）

放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（一五六）

（環境庁関係）

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（五三・一五六）

自然公園法（五三・一五六）

公害対策基本法（五三・一五六）

大気汚染防止法（五三・一五六）

水質汚濁防止法（五三・一五六）

温泉法（五四・一五六）

（法務省関係）

民事訴訟法（一〇～一八・一九・二二）

裁判所法（一〇～一六・一九・二六～二八・五三・六三・一二九）

行政事件訴訟法（一〇～一二・一六～一八・二一・二二）

人事訴訟手続法（一一・一二・一五～一八）

非訟事件手続法（一一～一八・一九・二二）

競売法（一一・一二・一六・一八・二二）

破産法（一一・一二・一六・一八・二〇・二二）

和議法（一一・一二・一六・一八・二〇・二二）

家事審判法（一一～一三・一六・一八）

民事調停法（一一・一二・一四・一六・一八）

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（一一・一二）

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（一九）

民事訴訟費用等に関する法律（二三）

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（二三）
刑法（二五・一〇〇）
監獄法（二七・一〇〇・一〇一）
司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フベキ者ノ指定等ニ関スル件（二七）
刑事訴訟法（二七・二八）
検察審査会法（二七）
少年法（二七）
少年院法（二七・一五六）
司法警察職員等指定応急措置法（二七）
犯罪者予防更生法（二七・二九）
刑事補償法（二七）
法廷等の秩序維持に関する法律（二七）
刑事訴訟法第百九十四条に基く懲戒処分に関する法律（二七）

交通事件即決裁判手続法（二七）
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（二七）
刑事訴訟費用等に関する法律（二七）
更生緊急保護法（二七・五三）
執行猶予者保護観察法（二七）
恩赦法（二九）
供託法（三一・五二・一五六）
民法第一編第二編第三編（四八・五三・六六・一五六）
商法（四八・一五六）
有限会社法（四八・一五六）
司法書士法（四八・五三・一五六）
土地家屋調査士法（四八・五三・一五六）
弁護士法（五三・六五・一五六）

公証人法（五三・一五六）
検察庁法（五三）
人権擁護委員法（五三・一五六）
保護司法（五三・一五六）
裁判所職員定員法（六三）
裁判所職員臨時措置法（六四）
国家賠償法（六七）
法例（一五六）
不動産登記法（一五六）
戦時民事特別法廃止法律（一五六）
戸籍法（一五六）
出入国管理令（一五六）
外国人登録法（一五六）
商業登記法（一五六）
遺言の方式の準拠法に関する法律（一五六）

（外務省関係）
旅券法（五三）
（大蔵省関係）
外国為替及び外国貿易管理法（二五・五三・五四・一五六）
厚生保険特別会計法（三一・七一）
簡易生命保険及郵便年金特別会計法（三一・七一）
自作農創設特別措置特別会計法（三一・七一）
固有林野事業特別会計法（三一）
労働者災害補償保険特別会計法（三一・七一）
失業保険特別会計法（三一・七一）
船員保険特別会計法（三一・七一）
郵政事業特別会計法（三一・七一）
国立病院特別会計法（三一・七一）

資金運用部資金法（三一）
資金運用部特別会計法（三一・七一）
郵便貯金特別会計法（三一・七一）
自動車損害賠償責任再保険特別会計法（三一・七一）
国民年金特別会計法（三一・七一）
自動車検査登録特別会計法（三一・七一）
国立学校特別会計法（三一・七一）
国家公務員共済組合法（四三）
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（四八・一五六）
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（五〇）
保険業法（五二・五三・一五六）
外国保険事業者に関する法律（五二・五三・一五六）
信託業法（五三）
銀行法（五三）
商品券取締法（五三）

普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（五三）
証券取引法（五三・五四・一五六）
公認会計士法（五三・五四・一五六）
保険募集の取締に関する法律（五三・一五六）
たばこ専売法（五三・六九・一五六）
相互銀行法（五三・一五六）
税理士法（五三）
信用金庫法（五三・一五六）
酒税法（五三・八〇～八二・八八・一五六）
関税法（五三・七二・八六・八七）
出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（五三）
通関業法（五三）
塩専売法（五四・七〇・一五六）
計理士の名称の使用に関する法律（五四）

外国証券業者に関する法律（五四）
日本専売公社法（六八）
国税犯則取締法（七二）
とん税法（七二）
特別とん税法（七二）
国税徴収法（七二）
国税通則法（七二）
所得税法（七三～七五・八五）
租税特別措置法（七四・七七・七九・八九）
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（七五・七九・八八）
法人税法（七六・八八）
相続税法（七八・八八）
入場税法（八〇・八八）
砂糖消費税法（八〇～八二・八八）

地方道路税法（八〇～八二・八八）
揮発油税法（八〇～八二・八八）
物品税法（八〇～八二・八八）
石油ガス税法（八〇・八八）
自動車重量税法（八〇）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（八二）
関税定率法（八三～八六）
社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律（九〇）
国有財産法（九〇・一五六）
国有財産特別措置法（九〇）
外資に関する法律（九二・九三）
通行税法（八八）

納税貯蓄組合法（八八）
有価証券取引税法（八八）
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（八八）
トランプ類税法（八八）
印紙税法（八八）
登録免許税法（八八）
保管金規則（一五六）
会計法（一五六）
物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（一五六）
日本輸出入銀行法（一五六）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律（一五六）
国税収納金整理資金に関する法律（一五六）
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（一五六）

準備預金制度に関する法律（一五六）
清酒製造業の安定に関する特別措置法（一五六）
預金保険法（一五六）

（文部省関係）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（六・九・三四・三五・九四・一五六）
文化財保護法（三一・五三）
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（三一・一五六）
日本学校安全会法（四一・一五六）
私立学校教職員共済組合法（四三・九六）
宗教法人法（四七・一五六）
私立学校法（四八・五三・一五六）
学校教育法（五三・九四・九五・一五六）

教育公務員特例法（五三・一五六）
教育職員免許法（五三・一五六）
社会教育法（五三・一五六）
国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（五三）
学校保健法（五三）
著作権法（九七～九九・一五六）
市町村立学校職員給与負担法（一五六）
図書館法（一五六）
博物館法（一五六）
義務教育費国庫負担法（一五六）
学校図書館法（一五六）
青年学級振興法（一五六）
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（一五六）
公立学校施設災害復旧費国庫負担法（一五六）

へき地教育振興法（一五六）
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（一五六）
日本学校給食会法（一五六）
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（一五六）
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教育及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（一五六）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（一五六）
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（一五六）
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（一五六）

（厚生省関係）

医療法（四八・五三・一〇〇・一〇一・一五六）

社会福祉事業法（四八・五三・一〇三・一五六）

伝染病予防法（五三・一〇〇）

「トラホーム」予防法（五三・一〇〇）

寄生虫病予防法（五三・一〇〇）

船員保険法（五三・一〇四・一五六）

児童福祉法（五三・一〇三・一五六）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（五三・一五四・一〇〇・一五六）

食品衛生法（五三・一五六）

理容師法（五三・一五六）

栄養士法（五三・一五六）

墓地、埋葬等に関する法律（五三・一五六）

予防接種法（五三・一五六）

大麻取締法（五三・一五六）

興行場法（五三）

旅館業法（五三・一五六）

公衆浴場法（五三）

へい獣処理場等に関する法律（五三）

性病予防法（五三）

医師法（五三・一〇〇・一五六）

歯科医師法（五三・一〇一・一五六）

保健婦助産婦看護婦法（五　・一〇二・一五六）

民生委員法（五三・一五六）

歯科衛生士法（五三・一五六）

身体障害者福祉法（五三・一〇三・一五六）

精神衛生法（五三・一五六）

生活保護法（五三・一〇〇・一〇一・一〇三・一五六）

クリーニング業法（五三・一五六）
狂犬病予防法（五三・一五六）
毒物及び劇物取締法（五三・一五六）

結核予防法（五三・一五六）
検疫法（五三・一五六）
診療放射線技師及び診療エックス線技師法（五三・一五六）
栄養改善法（五三・一五六）
麻薬取締法（五三・一五六）
と畜場法（五三・一五六）
社会保険審査官及び社会保険審査会法（五三）
らい予防法（五三・一五六）
あへん法（五三）
厚生年金保険法（五三・一〇四）
採血及び供血あつせん業取締法（五三・五四）

美容師法（五三・一五六）
水道法（五三・一五六）
臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（五三・一五六）
調理師法（五三・一五六）
国民年金法（五三・一〇四）
精神薄弱者福祉法（五三・一〇三・一五六）
薬事法（五三・一〇〇・一〇一・一五六）
薬剤師法（五三・一〇〇・一〇一・一五六）
通算年金通則法（五三・一〇四）
児童扶養手当法（五三・一五六）
老人福祉法（五三・一〇三・一五六）
特別児童扶養手当法（五三・一五六）
母子保健法（五三・一五六）
柔道整復師法（五三・一〇〇・一五六）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（五三・一五六）
歯科技工法（五四・一五六）
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（一〇〇・一〇一・一五六）
厚生年金保険及び船員保険交渉法（一〇四）
健康保険法（一五六）

消費生活協同組合法（一五六）
死体解剖保存法（一五六）
覚せい剤取締法（一五六）
国民健康保険法（一五六）
社会福祉施設職員退職手当共済法（一五六）
母子福祉法（一五六）
理学療法士及び作業療法士法（一五六）
麻薬衛生師法（一五六）
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（一五六）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（一五六）
視能訓練士法（一五六）
児童手当法（一五六）

（農林省関係）
漁業法（四・六・五三・一一八・一五六）
水産資源保護法（四・一五六）
土地改良法（三一・四八・五三・一五六）
農林漁業団体職員共済組合法（四三・一〇六）
農業協同組合法（四八・五三・一五六）
水産業協同組合法（四八・一五六）
漁船損害補償法（四八・五三・一五六）
農業倉庫業法（五三・一五六）
農薬取締法（五三・一五六）

農業改良助長法（五三・五四・一五六）
獣医師法（五三・一五六）
家畜商法（五三・一五六）
森林病害虫等防除法（五三・一五六）
肥料取締法（五三・一五六）
漁港法（五三・一五六）
植物防疫法（五三・六一・一五六）
漁船法（五三）
家畜改良増殖法（五三・一五六）
家畜伝染病予防法（五三・一五六）
森林法（五三・五四・一五六）
飼料の品質改善に関する法律（五三・一五六）
保安林整備臨時措置法（五三）
家畜取引法（五三・一五六）
輸出水産業の振興に関する法律（五四・一五六）

林業種苗法（五四・一五六）
卸売市場法（五四・一五六）
農業委員会等に関する法律（一〇五・一五六）
農業者年金基金法（一〇七・一五六）
農地法（一〇八・一五六）
農産種苗法（一〇九・一五六）
食糧管理法（一一〇～一一六）
森林国営保険法（一一七）
農業災害補償法（一五六）
競馬法（一五六）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（一五六）
農産物検査法（一五六）
国有林野法（一五六）
繭糸価格安定法（一五六）

農業共済基金法（一五六）
開拓融資保証法（一五六）
農業機械化促進法（一五六）
日本中央競馬会法（一五六）
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（一五六）
養ほう振興法（一五六）
森林開発公団法（一五六）
日本てん菜振興会法（一五六）
漁業生産調整組合法（一五六）
畜産物の価格安定等に関する法律（一五六）
農業信用保証保険法（一五六）
林業信用基金法（一五六）
漁業災害補償法（一五六）

砂糖の価格安定等に関する法律（一五六）
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（一五六）
野菜生産出荷安定法（一五六）
漁業協同組合合併助成法（一五六）
真珠養殖等調整暫定措置法（一五六）
海洋水産資源開発促進法（一五六）

（通商産業省関係）

日本電気計器検定所法（三一。一五六）

中小企業等協同組合法（四八。一五六）

信用保証協会法（四八。五三。一五六）

鉱業法（五三。一五六）

採石法（五三。一五六）

高圧ガス取締法（五三）

計量法（五三。一五六）

武器等製造法（五三。一五六）

ガス事業法（五三。一五六）

電気工事士法（五三。一五六）

電気事業法（五三。一五六）

アルコール専売法（五四。一五六）

割賦販売法（五四）

電気用品取締法（五四。一五六）

石油業法（五四）

電気工事業の業務の適正化に関する法律（五四）

特許法（一一九）

実用新案法（一二〇）

意匠法（一二一）

商標法（一二二）

鉱山保安法（一五六）

輸出保険法（一五六）

火薬類取締法（一五六）

商品取引所法（一五六）

輸出入取引法（一五六）

木材防腐特別措置法（一五六）

商工会議所法（一五六）

百貨店法（一五六）

輸出検査法（一五六）

中小企業団体の組織に関する法律（一五六）

工業用水道事業法（一五六）

工場立地の調査等に関する法律（一五六）

輸出品デザイン法（一五六）

商工会の組織等に関する法律（一五六）

商店街振興組合法（一五六）

中小企業近代化促進法（一五六）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（一五六）

輸出中小企業製品統一商標法（一五六）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（一五六）

（運輸省関係）

海難審判法（五三。一二九。一五六）

船舶法（五三）

船舶安全法（五三）

船員法（五三。一五六）

船員職業安定法（五三）

航路標識法（五三）

水先法（五三）

海上運送法（五三。五四）

国際観光ホテル整備法（五三。一五六）

造船法（五三）

港湾法（五三。一五六）

船舶職員法（五三。一五六）

港湾運送事業法（五三）

道路運送法（五三）
道路運送車両法（五三。一二三～一二六。一五六）
自動車抵当法（五三）
気象業務法（五三。一五六）
旅行業法（五三。一五六）
倉庫業法（五三）
海洋汚染防止法（五三。一五六）
通訳案内業法（五四）
海事代理士法（五四）
内航海運業法（五四）
航空法（五四。一五六）
自動車ターミナル法（五四）
小型船造船業法（五四）
自動車損害賠償保障法（一二七。一二八。一五六）

水難救護法（一五六）
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（一五六）

（郵政省関係）

日本電信電話公社法（三七。一五六）
放送法（三八。五三。一三四。一五六）
郵便法（五一。五三。一五六）
郵便為替法（五二。五三。一五六）
郵便貯金法（五三。一五六）
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（五三。一五六）
簡易郵便局法（五三）
郵便物運送委託法（五三。一五六）
電波法（五三。一三一～一三三。一五六）
有線放送業務の運用の規正に関する法律（五三。一五六）

職業安定法（昭五五・三・一一法一六）
失業保険法（昭四四・六・一五法八五）
公共企業体等労働関係法（昭三三・一一・一五法一六六）
地方公営企業等労働関係法（昭五五・一一・一五法一六六）
労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三五・三・一五法一六六）
労働者災害補償保険法（昭二二・四・七法五〇）
労働者災害補償保険審査官及び労働保険審査会法（昭三五・一・一三法一六五）
労働組合法（昭二四・六・一法一七五）
労働関係調整法（昭二七・一・一四法一七五）
労働基準法（昭二二・四・七法四九）
労働金庫法（昭二六・六・一法二二五）
労働省設置法（昭二四・六・一法一六五）
労働省の所掌に係る特別の措置に関する法律（昭三五・一・一法一六六）
有線電気通信法（昭二八・四・一法一六七）
有線放送電話に関する法律（昭二五・一・一法一六八）
有線電気通信法（昭二五・一・一法一六九）
有線電気通信の設備の拡充及び共同利用に関する法律（昭二五・一・一法一七〇）
有線放送電話に関する法律（昭三〇・一・一法一七一）
公衆電気通信法（昭二八・一・一法一七二）
国際電信電話株式会社法（昭二五・一・一法一七三）
電気通信事業法（昭二五・一・一法一七四）
電気通信主管庁特別会計法（昭二五・一・一法一七五）
電気通信関係法令の整備に関する法律（昭二七・一・一法一七六）
電気通信関係法令の臨時特例に関する法律（昭二七・一・一法一七七）
電気通信関係法令の暫定適用に関する法律（昭二七・一・一法一七八）
電信法（明三三・三・一法一七九）
電話法（明三三・三・一法一八〇）
電話事業の公衆に対する電気通信役務の提供に関する法律（昭二五・一・一法一八一）
電話交換業務の自動化に伴う職員の配置転換等に関する法律（昭二六・一・一法一八二）
電話事業法（昭二六・一・一法一八三）
電話事業の民営化に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律（昭二六・一・一法一八四）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律（昭二六・一・一法一八五）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭二六・一・一法一八六）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律（昭二六・一・一法一八七）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭二六・一・一法一八八）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭二六・一・一法一八九）
電話事業の民営化に伴う関係法律の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭二六・一・一法一九〇）

中高年失業者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭四六・一・一法一九一）
緊急失業対策法（昭二四・六・一法一九二）
緊急雇用対策法（昭五二・一・一法一九三）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法（昭五三・一・一法一九四）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法の廃止に関する法律（昭五五・一・一法一九五）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭五五・一・一法一九六）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律（昭五五・一・一法一九七）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭五六・一・一法一九八）
緊急失業対策法の適用に関する特別措置法の廃止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備及び経過措置に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭五六・一・一法一九九）

労働福祉事業団法（一五六）
日本労働協会法（一五六）
最低賃金法（一五六）
中小企業退職金共済法（一五六）
雇用促進事業団法（一五六）
労働災害防止団体等に関する法律（一五六）
雇用対策法（一五六）
家内労働法（一五六）

（建設省関係）

建築基準法（四。五三。一四八。一五六）
都市計画法（四。五三。一五六）
土地収用法（六。五三。一五六）
地方住宅供給公社法（三一。四〇。五三。一五六）
水害予防組合法（四八）
貸家組合法（四八）
土地区画整理法（四八・五三。一四七。一五六
公有水面埋立法（五三）
建設業法（五三。五四。一五六）
測量法（五三。五四。一五六）
建築士法（五三。一五六）
公営住宅法（五三。一五六）
宅地建物取引業法（五三。一五六）

道路法（五三。一五六）
公共工事の前払金保証事業に関する法律（五三。一五六）
都市公園法（五三。一五六）
海岸法（五三。一五六）
駐車場法（五三。一五六）
下水道法（五三。一五六）
河川法（五三。一五六）
不動産の鑑定評価に関する法律（五三。一五六）
砂利採取法（五四。一五六）
積立式宅地建物販売業法（五四。一五六）
地代家賃統制令（一四九）
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（一五六）
建設機械損当法（一五六）
住宅建設計画法（一五六）

（自治省関係）

地方自治法（三。四。六～九。六〇。一五一。一五六）

地方公務員共済組合法（四三。五三。一五六）

地方公務員法（四五。一五六）

消防法（五三。一五六）

公職選挙法（五三。一五三。一五六）

行政書士法（六〇。一五六）

住民基本台帳法（六〇。一五六）

地方財政法（一五〇）

市町村の合併の特例に関する法律（一五〇）

地方公務員災害補償法（一五二）

地方税法（一五四。一五五）

消防組織法（一五六）

政治資金規正法（一五六）

地方公営企業法（一五六）

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（一五六）

消防団員等公務災害補償等共済基金法（一五六）

（人事院関係）

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（五六）

沖縄振興開発特別措置法案に対する修正案

沖縄振興開発特別措置法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　都市の整備に関する事項

第四十四条第一項中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

第四十六条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第五十三条第一項各号列記以外の部分中「二十五人以内」を「三十人以内」に改め、同項第六号中「六人以内」を「十一人以内」に改める。

12/14 衆院通過

12/16 スミ